

がいく 外国にルーツを持つ こ子ども・ほごしや保護者のための

# ライフプラン

ガイドブック



公益財団法人 岐阜県国際交流センター

# 目

# 次

P1 ■ ■ ■ ■ このガイドブックを読む皆さんへ

P2 ■ ■ ■ ■ 子どものライフプランを考えよう

- ライフステージ

P3 ■ ■ ■ ■ にほん きょういくせいど日本の教育制度

- きょういく かね教育にかかるお金

- きょういくしきん おぎな せいど じよせい教育資金を補う制度・助成

P6 ■ ■ ■ ■ こようけいたい はたらかた雇用形態と働き方

P7 ■ ■ ■ ■ せいきこよう ひせいきこよう正規雇用と非正規雇用の違い

- きゅうりょう ちが給料の違い

- たいぐう ねんきん ちが待遇や年金の違い

P9 ■ ■ ■ ■ にほん ていじゅう ひと し日本で定住する人が知っておくべき  
しゃかいほしょうせいど社会保障制度

# このガイドブックをよみな読む皆さんへ

人にはそれぞれ自分の人生の中で叶えたい夢があります。夢を持って将来に向かって進んでいくことは外国人であっても日本人であっても何も変わりはありません。

では、多くの可能性を持った子どもたちが夢を叶えるためにはどうしたらいいのでしょうか？

それは、将来をきちんと見据えた「ライフプラン」を立てておくことです。

人生の設計図とも言われるライフプランを立てておけば、子どもたちの進学・就職・結婚・出産などの「ライフイベント」に備えることができ、不安になったり、心配したりすることがなくなります。

ライフプランを考へるときには、ライフイベントにかかる費用をきちんと調べ、その費用をどうやって準備していくかも一緒に考へる必要があります。資金計画を作り上げたときには、子どもたちの夢がより具体的に見えてくることでしょう。

このガイドブックはこれから先に起こるであろう子どもたちのライフイベントを考へ、ライフプランと資金計画を立てるために必要となる基本情報をまとめています。

保護者の皆さんが子どもたちの夢をかなえるためのライフプランを、お子さんと一緒に考へていただくために、このガイドブックを活用してください。

# 子どものライフプランを考えよう

## なぜ、ライフプランを考える必要があるの？

ライフプランとは、これから先どんな人生を送りたいかと思っているかを描く生涯生活設計のこと。漠然と将来を思い描くより、これから先の生活設計をより具体的に考え、目に見える形にすることによって、夢の実現や目標達成のために何をすべきかを知ることができます。将来の可能性は無限でも、現時点で使える時間やお金は有限。だからこそ、限りある時間やお金を無駄なく有効に使うために自分のライフプランを立てる必要があります。

自分や家族が迎える節目、必要な備えを考えながらライフプランを立てましょう。「何歳の時にどんな生活をしていきたいか？」「結婚・子育てはいつ、どうしたいか？」「老後はどこでどのように過ごしたいか？」など。生き方は人それぞれですが、多くの人が共通して通過する特徴的な節目と考慮すべきポイントがあります。

## ■ライフステージ

ライフプランをつくるために成長の段階に応じて、必要となることを記したライフステージをみていきましょう。

### 人の成長

#### 就学前

生活習慣の基礎づくり  
保育園・幼稚園などに通い、保護者以外の  
人々と接して、社会性を身につける。

#### 小学生

生きる力を育む  
学力の基礎を培い、集団生活の中で人間  
関係を学ぶ。

#### 中学生

自己肯定感を持ち始める時期だが、  
劣等感も持ちやすくなる。

#### 高校生

自立するために必要な知識や経験を身に  
つけ、将来就きたい仕事・職種や学びた  
いことを考えて進路を選択する。

#### 大学生・専門学校生

両親から独立し、自立を目指す。大学で  
は専門的な知識を身につけるための勉強  
をする。大学院で更に2年間～5年間程度  
学び、研究する場合もある。

#### 就職

経済的に親から独立して、日々の暮らし  
は大きく変化する。将来の暮らしの充実  
を図るために将来設計を考える。

### 制度や考慮すべきこと

あまりお金がかからない  
将来の進学を見据えて貯金・資金作りをする

- 乳幼児健診・予防接種
- 就学時健診
- 児童手当（原則15歳まで）
- 子ども医療費助成
- 学資保険



子どもの進路に合わせた教育費の計画を立てる  
子どもの進路と親としてできるサポートを話し合う

- 進む大学・学部・学科によって学費に差がある。
- 奨学金を借りている場合、就職しないと返済ができない。返済計画を当初からしっかりと立てておき、就職活動にも早めに取り組むことが重要。
- 職種によっては就職が非常に厳しく、早めの就職活動や就職試験の対策をしなければならぬ。（外国人の場合、職種によっては資格や就職先に認めてもらえるような能力を持っていないと就職が厳しいこともある。）

教育資金を補う制度・助成（P5）

暮らしの充実のために将来設計を考える

- 会社の社会保険や福利厚生などについて入社時にしっかりと聞いておくこと。特に女性の場合は、妊娠・出産・育児に関する休暇などについてしっかりと説明を受けておきたい。
- 生命保険は、現在の生活状況や収入の状況を踏まえて、自分に必要な保障を考え、収入に見合った保険料の保険に加入するのがよい。

## 人の成長

### 結婚・子育て

女性の結婚・出産後の働き方は、復職や別の仕事に就くなど様々で、雇用形態も正社員・パートなどいろいろある。世帯収入・支出と本人がどんな人生を描くかで、働き方は異なる。



## 制度や考慮すべきこと

### 結婚・子育て等お金が必要になる時期

#### 結婚・子育て

教育資金・住宅資金作りを考えていく。そのために必要な貯金の仕方やローンに付いての情報を収集する。また、結婚したら生命保険の見直しをする。いずれも専門機関や会社に相談するとよい。

#### 就労

- 子どもを育てながら働く時は、保育園に預けて働くのか、親に助けてもらうかを働く前に話し合っておくこと。保育園は収入によって保育料が違い、特に0歳から3歳未満は保育料が高め。
- 妻が働いた分が保育料に消えてしまうこともあるので、働き方をよく考えること。また、子どもが病気になった際、職場との調整やパートナー・家族との連携が必要になるので、よく話し合っておくこと。

### 退職・高年齢

働きながら子育てをしていくうちに、会社の就業規則に従って「定年」を迎える。近年は経験豊かな社員を年金受給年齢まで、再雇用するケースが多い。退職後は、年金生活者となる。



### 病気や高齢化による医療費・生活費が必要となる

病気や高齢化により、通院や生活面でのサポートが必要となる。近年は晩産化が進み、親が介護が必要になった時、子ども世帯は若い子どもを抱えていたり、遠方に居住していることもある。病気や介護の際、サポートを子どもから受けるのか、地域社会のサービス等を利用するのか、子どもと話し合っておく。

#### 介護保険

40歳を過ぎると介護保険料の支払いが始まる。65歳以上で自分が介護を受ける状況になった時、申請をすれば介護の程度に応じた介護サービスが受けられる。

#### 年金

- 納付期間が10年以上あれば受給できる。
- 年金の受給開始年齢は生年月日で異なる。
- 老後の生活
  - 夫婦2人で生活するための最低予想生活費は35万円/月
  - 年金支給時に最低限準備しておきたい貯蓄残高は1,934万円※となっている。子どもが独立したときから計画的に老後資金の準備が必要。
- 自分の死について考える
  - 自分の死んだ後のこと（葬式・墓・相続など）についてエンディングノートを作成し、子ども夫婦と内容を共有しておくこと。

※注）金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査（令和4年）」より

## にほん きょういく せいど 日本 の 教育 制度

### 保育園 0歳～5歳

- 保護者が働いているか、子どもの保育ができない状況にある時に入所できる。働く女性の増加により入るのが難しくなっている状況にある。親の状況に応じて、預ける時間を延長でき、世帯年収に応じて保育料は変わる。
- 0歳から入所できる。

### 幼稚園 3歳～5歳

- 保護者が働いていなくても入園できる。3歳から入園可能。
- 教育施設であるため、各園で特色ある幼児教育を行っているところもある。登園時間は保育園より遅く、降園時間は保育園よりも早い。

### 小学校 6歳～12歳・中学校 13歳～15歳

- 公立の場合は通学する児童・生徒の居住地は決まっている。その区域を「学区」という。
- 小学校は学年ごとに授業終了時間が異なり、低学年の児童は早ければ14:00頃で、6時間目の授業終了時刻は16:00頃となる。小学校4年生頃から中学校では、授業終了後に希望者のみが参加する部活動がある。
- 私立の場合は各校で特色ある教育を提供している。

### 高校 16歳～18歳

- 義務教育ではないので、原則として、授業料や教科書代等が必要。
- 入学試験を受けて入学する。試験を受けるには日本の中学校を卒業又は同等レベルが認められることが必要。
- 高校は、全日制、定時制、通信制があり、自分で選ぶことができる。

### 専門学校 19歳～20歳

- IT、デザイン、会計などの就労に必要な専門的な技能を習得できる。2年制のところが多い。
- 専門学校で必要な単位を取得すれば取れる資格（保育士・幼稚園教諭・調理師・栄養士）と、卒業すると受験資格が与えられる資格がある。（美容師・看護師・歯科衛生士・自動車整備士・2級・理学療法士・介護福祉士・2級建築士）

### 大学 19歳～22歳

- 専門学校に比べて、学びを深めるという要素が強い。また、大学入学のための試験は高い。
- 日本語能力が求められることが多い。短期大学は2年間、大学は4年間通う。大学院は大学卒業後、修士課程（博士課程前期）に2年間、博士課程（博士課程後期）に3年間通う。
- 大学を卒業すると「学士」という学位が与えられる。しかし、大学を出ればすべての資格（管理栄養士・薬剤師など）が与えられるわけではない。これらの資格の「受験資格」が大学を卒業すると得られ、資格取得のための試験を受けなければならない。

# ● 教育にかかるお金

## ■ 小学校から高校まで

	小学校		中学校		高校	
	公立	私立	公立	私立	公立	私立
学校教育費	65,974	961,013	132,349	1,061,350	309,261	750,362
入学金等	158	66,046	507	122,368	16,143	71,844
授業料	—	536,232	—	476,159	52,120	288,443
学校納付金	8,113	162,624	14,538	163,233	32,805	115,808
その他	57,703	196,111	117,304	299,590	208,193	274,267
学校給食費	39,010	45,139	37,670	7,227	—	—
合計	104,984	1,006,152	170,019	1,068,577	309,261	750,362

※小・中・高校の学費は、文部科学省「令和3年度子供の学習費調査」（報道発表等資料）より

- 公立の小・中学校は授業料と教科書代はかからないが、学校教育費や給食費がかかる。
- 私立の小・中学校は授業料と学校納付金が高い。場合によっては通学関係費も公立よりかかる。
- 国公立高校は平成26年から高等学校等就学支援金制度により、高所得世帯以外は授業料実質無償化
- 2020年4月から年収590万円未満世帯を対象として、私立高校の就学支援金の支給限度額が平均授業料を動議した水準まで引き上げられた。

## ■ 大学・専門学校

	授業料	入学料	施設設備費 その他	初年度計
国立	535,800	282,000	—	817,800
公立	536,363	391,305	—	927,668
私立	930,343	245,951	180,186	1,356,480
専門学校	709,000	177,000	394,000	1,280,000

※国公立大学の学費は文部科学省「国公立大学の授業料等の推移」、私立大学の学費は文部科学省「令和3年度入学者に係る学生納付金等調査報告」より。

- ※専門学校の学費は公益社団法人東京都専修学校各種学校協会「令和4年度専修学校各種学校調査統計資料」より
- 国公立大学は学部によって多少の差があるが、理系・医学部系であつても金額がほぼ同じ。
- 国公立大学でも施設設備費が別途必要な場合もある。
- 私立大学は学部によって金額にかなり差がある。たとえば文学部と医・薬学部で初年度納入金の平均を比較すると、医学部は文学部の約5.6倍。薬学部は約1.7倍。
- 専門学校も分野によって学費の差がある。

## ▶ 貯金をする方法

### ① 貯金用の口座をつく

給与の入る口座と貯金用口座が一緒だと貯金できません。給与が入ったら、決まった金額を貯金用口座に入れましょう。

### ② 積立貯金（銀行）

自分で毎月貯金を続ける自信のない人は『貯金の自動引き落とし＝“積立貯金”』にすることもお勧めです。これなら生活口座から決まった金額を自動的に引き落としして貯金できます。

### ③ 貯蓄型保険（生命保険会社）

毎月決まった日に引き落としがされるので、自動貯金に向いています。

#### 注意！

一定期間内の解約の際には元本割れする（＝戻ってくるお金より、払ったお金の方が多くなる）ケースもあるので、詳しいことは生命保険会社に聞きましょう。

# ● 教育資金を補う制度・助成

## ① 奨学金制度

学習意欲のある学生に対し、学費や生活費を給付または貸与して、経済的負担を軽減するための制度です。貸与の場合、「借りた」お金なので、就職後、必ず返済をしなければいけません。奨学金の種類によっては「利息」がつき、借りた金額より多く返さなければなりません。

## ② 教育ローン

金融機関が個人を対象に貸し付ける、使い道を教育関係経費に限定したローンのことです。

## ③ 学資保険

子どもの教育資金の確保を目的とした保険のことで、基本的な保障内容は他の生命保険などと同様で、毎月決まった額の保険料を払い続けると、主に祝い金や満期学資金として、契約時に決めた子どもの年齢に合わせて給付金を受け取れる保険のことで。

## ▶ 高校生対象の制度

※補助金の制度・詳細は変更する場合があります。通っている学校にお問い合わせください。

### 私立高等学校等授業料軽減補助金（県の制度）

国の高等学校等就学支援金制度の所得制限を補う岐阜県独自の制度です。「※市町村民税の課税標準額×6%一市町村民税の調整控除額」が15万4,500円以上25万1,100円未満の場合、月額9,900円が就学支援金に加えて補助されます授業料の額を超えて補助されることはありません。）上記の※の計算式の額が15万4,500円未満の場合、入学金が5万円を上限に補助される制度もあります。

### 高等学校等就学支援金制度（国の制度）

高校の授業料への助成です。国公私立を問わず「※市町村民税の課税標準額×6%一市町村民税の調整控除の額」が30万4,200円未満の生徒が対象で、公立高校の授業料相当額（全日制の場合：月額9,900円）が助成されます。私立高校の生徒の場合は、上記の※の計算式の額が15万4,500円未満の生徒に対し、月額33,000円が助成されます。高等学校・中等教育学校後期課程・高等専門学校（1～3学年）専修学校・一定の要件を満たす外国人学校などに在籍する生徒が対象です。

### 高校生等奨学給付金（県の制度）

すべての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯を対象に支援を行う制度です。公立でも私立でも支援が受けられます。

- 1 高等学校等に在学する高校生等の保護者（親権者）であって、毎年7月1日現在、岐阜県内に住所を有し、生活保護を受給している場合又は保護者全員の市町村民税所得割額が非課税である場合に給付対象者となります。
- 2 高等学校等は、就学支援金支給対象である学校（高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校（1～3年生）、専修学校高等課程等）で、特別支援学校高等部を除きます。高校生等が児童養護施設等に入所又は里親に養育を委託されており、措置費（見学旅行費又は特別育成費）の支給対象となっている場合は対象外となります。

## ▶ 大学生対象の制度

大学独自で奨学金制度を設けているところもあるので、大学にお問い合わせみましょう。

### 日本学生支援機構（JASSO）

高校在学中、大学入学後どちらかで手続き可能です。

ホームページ

<http://www.jasso.go.jp/shogakuin/>



### 清流の国ぎふ大学生等奨学金（県の制度）

県外大学等に進学し、将来的に岐阜県に戻り、岐阜県で活躍する意思がある学生に奨学金を貸与します。県内での就業等を条件に返還を免除されます。金額は月額6万円です。

条件

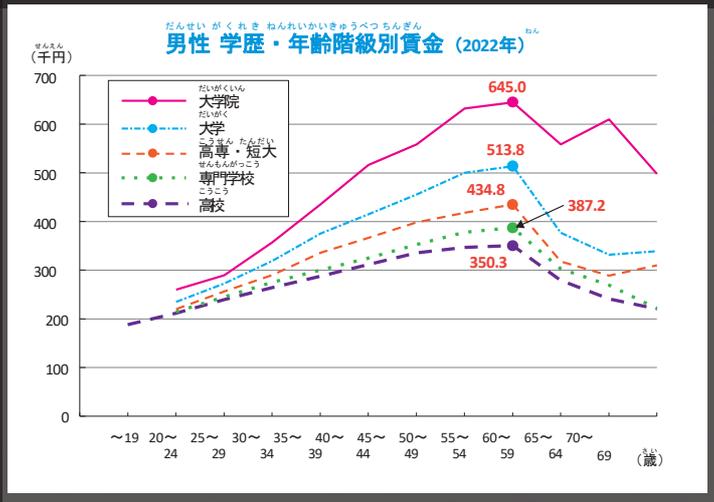
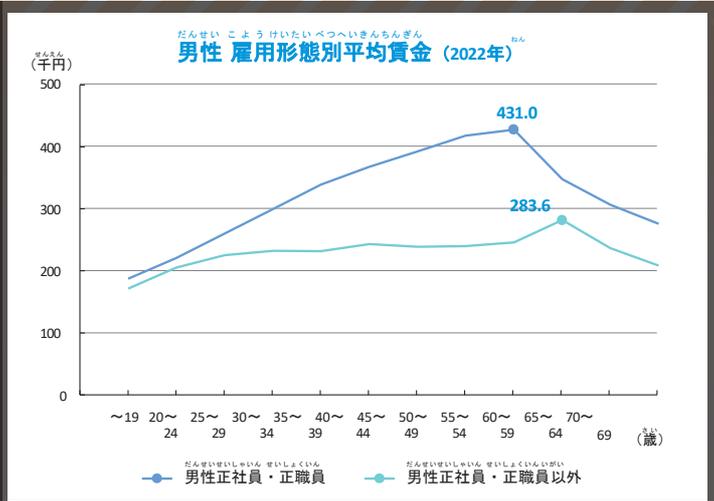
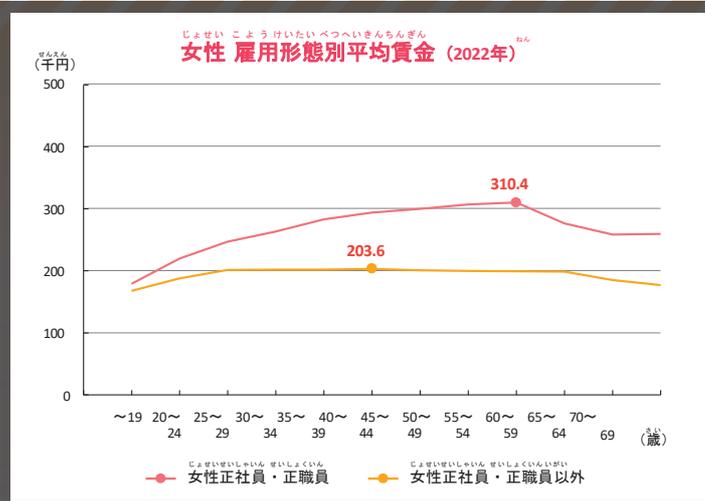
- 1 県内の高等学校を卒業した方（県内の特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程を卒業した方並びに高等専門学校の第3学年の課程を修了した方も該当します。）
  - 2 県外に住所を有し、かつ、県外の大学等（※）に在学していること
  - 3 親権者等が県内に住所を有すること
  - 4 大学等を卒業した後に、県内で就業する意思があると認められること
  - 5 学業成績が優秀であると認められること
  - 6 経済的理由により修学が困難であると認められること
- ※「大学等」とは、大学、短期大学、高等専門学校（第4・第5学年）、専修学校（専門課程）



# せいぎこよう ひせいぎこよう ちが 正規雇用と非正規雇用の違い

## きゆうりよう ちが 給料の違い

若いときはあまり差がありませんが、年齢を重ねるごとに差が広がります。家庭を持ち、子育てをしていく上で住宅購入・子どもの教育資金を考えると、正社員ではない場合、貯蓄がままならない、年収要件でローン審査が通らないといった可能性もあります。



厚生労働省「令和4年度賃金構造基本統計調査結果の概況」より

## たいぐう ねんきん ちが 待遇や年金の違い

### ▶ 待遇の違い

**正規雇用**・・・月給制で賞与・退職金があります。健康保険、厚生年金、雇用保険は無条件に適用されます。

**非正規雇用**・・・給料は契約によって月給、日給、時給と様々です。さらに、賞与や退職金もほぼ出ません。雇用期間や勤務時間などで一定の要件を満たさなければ、社会保険も適用されないのがほとんどです。

### ▶ 老後にももらえる年金額の違い

人が一生のうちに稼ぐお金のことを「生涯賃金」といい、学校を卒業して就職し、定年退職するまでに受け取る賃金の総額のことです。正規雇用と比べて非正規雇用は昇給や賞与、退職金がない、あるいは少ない分、この生涯賃金にも大きな差が表れます。さらに、厚生年金がもらえる正規雇用者に比べ、厚生年金の適用がなかった場合の非正規雇用者は国民年金を受け取るようになります。国民年金は厚生年金と比べると受給額が低いため、老後の生活でも差は生じます。

令和4年度の平均で計算すると65歳から受給した場合

- 国民年金だけ85歳まで受給  $55,422円 \times 12ヶ月 \times 20年 = 13,301,280円$
- 厚生年金を85歳まで受給  $144,982円 \times 12ヶ月 \times 20年 = 34,795,680円$

国民年金の場合、夫婦二人で11万円。到底生活できる金額ではありません。

## ミニコラム

### 最低賃金って知っていますか？

#### 岐阜県の最低賃金

950円 時間 ※令和5年  
10月1日時点

最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

## ミニコラム

### 有給休暇制度を知っていますか？

有給休暇は、継続して勤務していれば雇用形態に関わらず取得することができます。

#### 参考

労働基準法第39条では、「使用者は、その雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、継続し、又は分割した10労働日の有給休暇を与えなければならない」としています。  
また、使用者は年次有給休暇が10日以上付与される労働者を対象として、基準日から1年以内に5日について取得時期を指定して年次有給休暇を取得させなければなりません。

## 岐阜県在住外国人相談センターのご案内

日本語に自信がなく、市町村への問い合わせに不安を感じている皆様へ

岐阜県在住外国人相談センターでは、15言語以上で相談できます。

市町村窓口で外国語に対応できる職員がおらず、日本語だけでは十分な相談ができないと感じている方は、岐阜県在住外国人相談センターをご利用ください。

### 相談のしかた



- 058-263-8066へ電話してください。
- 何語か（または国籍を）言ってください。



英語、中国語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語（3者間通話）

- 相談員等が対応します。
- 市役所などに連絡します。
- 3人で話します。  
※センターで相談することもできます。



その他の言語（4者間通話）

- コールセンターへ電話するので少し待ってください。
- 通訳が話します。
- 市役所などに連絡します。
- 4人で話します。



# にほん でいじゆう ひと し 日本で定住する人が知っておくべき

## しゃかいほしやうせいど 社会保障制度

### 1) 子ども医療費助成

- 子どもがケガをしたり、病気になった時に、健康保険証を使って病院などで治療を受けたり、薬をもらったときに窓口で支払う自己負担分を助成する制度です。

○市町村によって条件が異なります。

問い合わせ

市町村の担当課

### 2) 児童手当

- 中学校卒業までの児童を養育している方に支給されます。扶養している親族の人数によって所得制限があります。

○子どもが生まれたら手続きをしましょう。

問い合わせ

市町村の担当課

### 3) 母子健康手帳

- 妊娠中のお母さんの健康状態や出産した後の子どもの健康状態、予防接種などを記録するものです。医療機関、市役所など、子どもに関する手続き等で必要になります。子どもの病気・健康について医療機関、行政が状況を把握することができ、適切な支援・サービスにつながります。
- 母子健康手帳をもらう手続きには、運転免許証や在留カードが必要です。

問い合わせ

検診を受けている医療機関又は保健所  
市町村の担当課

### 4) 出産育児一時金

- 子どもが生まれた時に健康保険から支払われるお金。出産予定日の2か月前以降から出産までに医療機関等を受取代理人として事前に申請すると、市町村から一時金の額を限度として医療機関等へ支払いを行います。また、出産費用が一時金の額を下回る場合には、その差額は市町村から世帯主の指定口座に振り込まれます。

問い合わせ

出産する予定の医療機関  
市町村の担当課

## 健康保険

健康保険は、保険料を払うことにより、3割の自己負担で病院を受診できる制度です。高額療養費制度により、自己負担の1か月の上限額は、年齢や所得によって決まります。ただし、健康保険が適用されない医療行為については全額自己負担となります。組合健保、協会健保等には傷病手当金という制度があり、長期療養の際などに収入の約6割を1年半の間受けられます。この制度は国民健康保険にはありません。

### ▶会社に勤めている方は…

会社が手続きをし、保険料が給料から差し引かれます。

「全国健康保険協会」（主に中小企業）と「健康保険組合」（主に大企業）に加入できます。

1週の所定労働時間が20時間以上であること・雇用期間が2か月を超えて見込まれること、などの要件があります。

### ▶それ以外の方は…

国民健康保険の保険料を自分で支払います。

就労時間が週20時間未満のパート・アルバイトの方は、会社が健康保険に加入する義務はありませんので、自分で市町村役場に行って、国民健康保険に加入する必要があります。

# 年金

年金は退職した老後に受け取るお金です。厚生年金は、一定時間以上働いている場合に加入できる制度です。年金の保険料は毎月の給料から差し引かれます。企業に勤めていても、就労時間が週20時間に満たない場合には加入できません。その場合は国民年金に加入し、自分で保険料を支払うことになります。厚生年金の方が受給できるお金が多くなります。

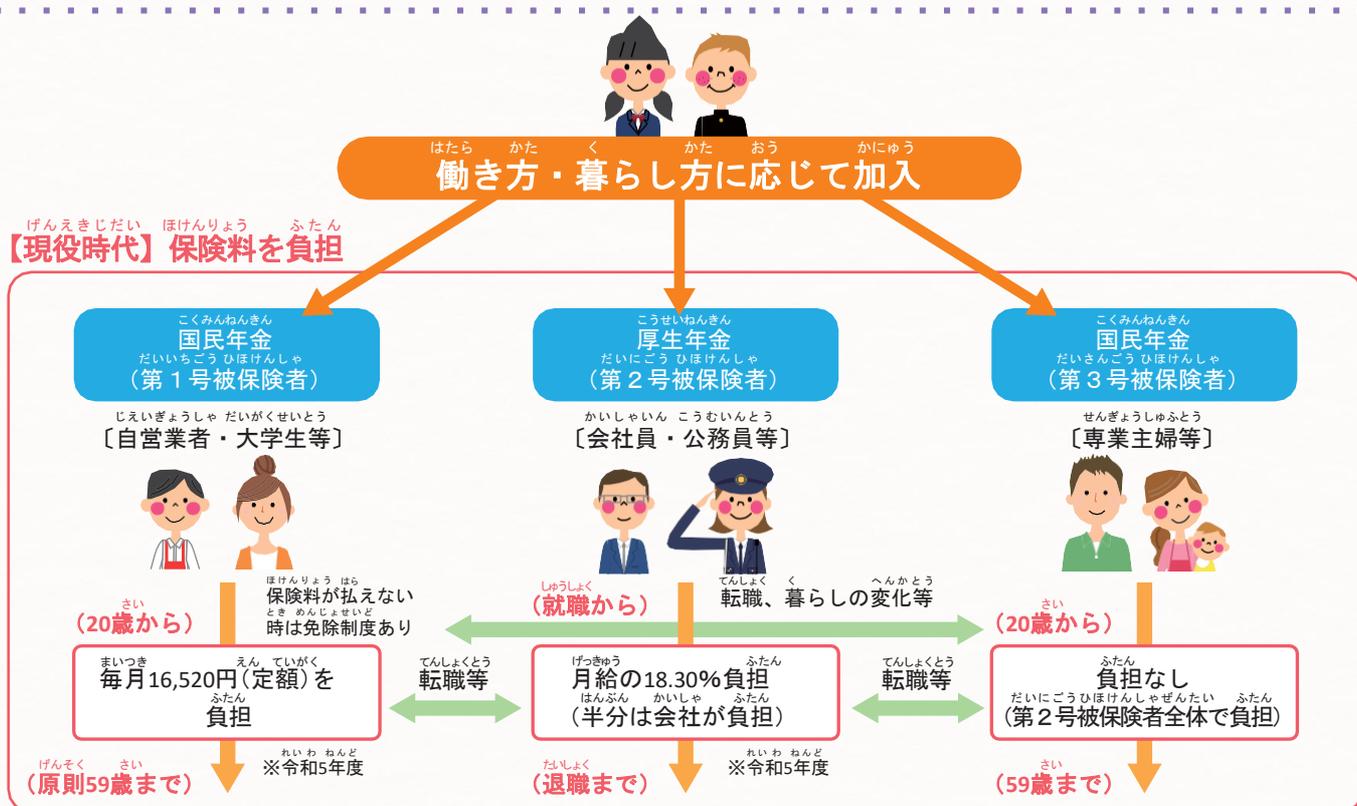
## ▶ 厚生年金

会社勤めの方が加入する制度で、こちらに加入していれば自動的に国民年金へも保険料が支払われます。ただし、厚生年金に入るには、1週の所定労働時間が20時間以上であること・雇用期間が2か月を超えて見込まれること、などの要件があります。

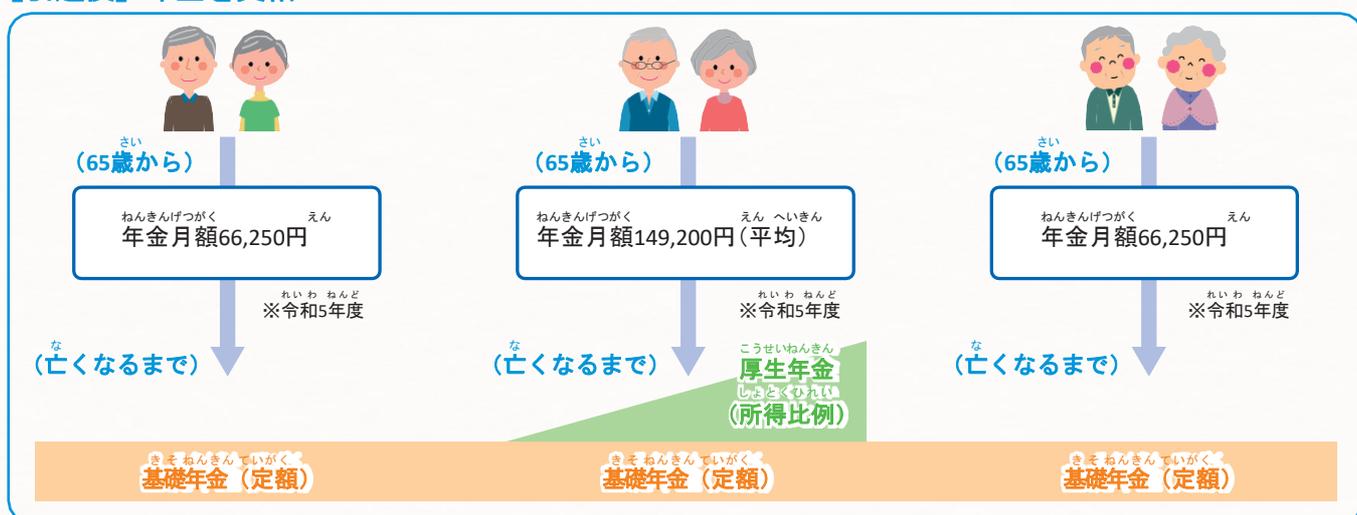
## ▶ 国民年金

日本に住む20歳以上60歳未満の方であれば、どなたでも加入できるもっとも一般的な年金制度です。相談窓口は住んでいるまちの年金事務所になります。

## ▶ 年金の仕組み



## 【引退後】 年金を受給



## 介護保険・介護サービス

介護保険は、全員が40歳になった月から加入して保険料を支払い、介護が必要な人が適切な介護サービスを受けられるように支える仕組みです。国籍問わず加入の義務があります。

### ▶ 介護サービスを受けられる人

- 65歳以上で介護や支援を必要とする人
- 40～64歳で医療保険に加入している人で、初老期認知症、脳血管障害などの老化による病気または特定疾病（がん末期など）により介護を必要とする人

### ▶ 介護サービスを受けるには

- 1 介護が必要な程度を示す「要介護認定」を受けます
  - どのくらい介護サービスを行う必要があるか、7つのランクに分けて判断します。
- 2 介護が必要なランクに応じて、どのような介護サービスを活用するのかをケアマネージャーがケアプランを作成してまとめます。

#### 問い合わせ

市町村の担当課  
地域包括支援センター

## 雇用保険

雇用保険は、失業してから、再就職するまでの間の生活支援と就職活動に専念できるように、毎月一定額の給付金がもらえる制度です。このお金のことを、「基本手当」または「失業給付」と言います。就労時間によっては雇用保険に入れない場合もあるため、就労する時に会社に確認してください。

### ▶ 失業給付がもらえる条件

- 失業日直前の2年間に、雇用保険に加入していた期間が合計で1年以上あること（例外あり）
- 現在失業しており、かつ、すぐにも働く意思があること（求職活動を行えること）

### ▶ 失業給付を受けるには

- 失業後、ハローワークでの手続きが必要となります。
- 受給の手続きに雇用保険被保険者証及び離職証明書が必要です。これは企業からもらいます。

#### 問い合わせ

住んでいるまちのハローワーク

## 労災保険

労災保険とは、仕事や通勤中に事故・災害にあって、ケガをしたり、体に障害が残ったり、病気になったり、死亡した場合などに保障を行う制度です。また、災害にあった被保険者の社会復帰や、被保険者の遺族への援助なども行います。

健康保険・年金・介護保険・雇用保険・労災は生活を助けてくれる大切な制度です。条件を満たしている労働者の権利でもあります。仕事を探す時には求人票をよく見て、その会社が労働者のことを考え、制度を整えているかどうかを見極めましょう。面接時に企業に確認しましょう。

がいくもこほごしや  
外国にルーツを持つ子ども・保護者のための  
**ライフプランガイドブック**

しょほんへいせいねんがつほっこう  
初版平成29年10月発行  
だいはんれいわねんがつほっこう  
第2版令和6年2月発行

ほっこうこうえきざいだんほうじんぎふけんこくさいこうりゅう  
発行：公益財団法人岐阜県国際交流センター

ぎふけんぎふしやながせどおりちようめ  
〒500-8875 岐阜県岐阜市柳ヶ瀬通1丁目12

TEL : 058-214-7700



